

専門医・指導医更新のお知らせ

NPO日本歯周病学会専門医制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられ、専門医の資格は5年毎に更新するように定められております。更新には、日本歯周病学会専門医制度に関する施行細則第6条及び附表3に示された研修単位の加算により、専門医期間の5年間に研修会出席50単位以上(指導医は60単位以上)および業績発表10単位以上(指導医は20単位以上)を取得する事が必要です。

お手元の研修記録簿を整備の上、手続きを終了して下さい。なお、平成28年5月20日の総会・評議員会で専門医制度に関する規定が改正されました。ご申請前には必ずご確認をお願い致します。

***【重要】令和2年度より、日本歯科専門医機構「歯周病専門医」認証に伴い、歯周病専門医・指導医更新にあたって同機構認定の「共通研修」を2単位/年×5年=10単位を取得していることが義務化されました。本年度申請を予定されている会員各位におかれましては令和2年度分の受講証明書をご準備ください。未受講の場合、経過措置により令和2年度分を令和3年度に受講することが認められておりますので、経過措置希望の場合はその旨を研修記録簿に記載願います。**

※平成24年7月1日より、更新毎の研修会出席単位に、日本歯周病学会学術大会における認定医・専門医教育講演を2回以上含めることが義務付けられました。

※平成20年10月18日以降に専門医資格を取得された方は、1回目の更新までに本学会学術大会時の臨床ポスター発表が義務付けられています。予めご了承下さい。

参考資料（施行細則抜粋）

専門医・指導医の更新

専門医・指導医の資格の有効期限は5年間である。したがって、引き続き認定を希望する者は、5年毎に認定の更新をしなければならない。

(1) 更新の基準（施行細則第6条）

第6条 規則第20条2項に定める生涯研修の内容および単位とは、附表3に定める生涯研修単位の合計単位による。更新に必要な生涯研修単位は専門医登録後5年間で研修会出席は50単位以上（指導医は60単位）および業績発表は10単位以上（指導医は20単位）とする。

2. ただし、本学会認定医・専門医教育講演を専門医（指導医も同様）に登録後の各更新毎に5年間で2回以上受講すること

(2) 更新受付期間とタイムスケジュール

申請受付期間：2021年7月5日（月）～7月23日（金）消印有効

学会ホームページ（「会員の方はこちら」）に掲載されている「NPO日本歯周病学会専門医制度」参照。

2021年8月頃：更新書類審査会開催

2021年10月14日（木）：合格者を理事会で承認

2021年10月15日（金）16日（土）第64回秋季学術大会時合格発表

(3) 更新の手続き

更新手数料：22,000円（消費税込）

1. 振込先

①郵便振替の場合

郵便振替口座名：日本歯周病学会 口座番号：00140-4-419579

②他の金融機関からのお振込みの場合（依頼人欄は必ず申請者の氏名を記載して下さい。）

ゆうちょ銀行(9900), 店番：019, 店名：〇一九店, 預金種目：当座

口座番号：0419579, 受取人名：日本歯周病学会専門医係

2. 提出書類（ご提出は配達票控えをもって確認とさせていただきますので、宅配便、書留等、控えが手元に残る形でご申請下さい。）

①上記振込み済の受領証のコピー ②更新申請書 ③生涯研修記録簿

④発表等の証明（コピー） ⑤認定証の写し（コピー）

②③は最新のバージョンをホームページ（<http://www.perio.jp/>）よりダウンロード下さい。

(4) 書類送付先

〒170-0003東京都豊島区駒込1-43-9駒込TSビル4階

（一財）口腔保健協会内 NPO日本歯周病学会専門医係

(5) 資格の喪失（規則第22条）

1) 本人が資格の喪失を申し出たとき

2) 歯科医師の免許を喪失したとき

3) 学会会員の資格を喪失したとき

4) 委員会が専門医として不適当と認めたとき